

**熊本県告示第735号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。  
平成15年7月4日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンター すずめ 熊本市画図町上無田 707-2	有限会社 テイクケア・エフ	平成15年6月23日

**熊本県告示第736号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。  
平成15年7月4日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
アイリスケアセンター 平成 熊本市平成1-11-5 ウェステリア 101	株式会社 ニチイ学館	平成15年6月26日

**熊本県告示第737号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。  
平成15年7月4日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
八代市医師会 居宅介護支援事業所 八代市平山新町 4438-3	社団法人 八代市医師会	平成15年6月26日

**熊本県告示第738号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第1号の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が告示の日以後である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が告示の日の前日以前である共済契約については、なお従前の例による。

また、昭和49年10月8日熊本県告示第824号、昭和49年12月14日熊本県告示第1043号、昭和50年1月14日熊本県告示第24号、昭和50年2月13日熊本県告示第135号、昭和50年7月22日熊本県告示第620号、昭和50年12月20日熊本県告示第1076号、昭和52年12月3日熊本県告示第1138号、昭和53年10月26日熊本県告示第875号、昭和56年2月5日熊本県告示第105号、昭和56年2月19日熊本県告示第156号、昭和57年2月4日熊本県告示第165号、昭和57年9月16日熊本県告示第978号、昭和59年1月31日熊本県告示第85号、昭和61年11月25日熊本県告示第854号、昭和61年12月16日熊本県告示第922号、昭和63年1月21日熊本県告示第57号、平成2年5月17日熊本県告示第380号、平成4年12月16日熊本県告示第932号、平成5年4月23日熊本県告示第358号、平成6年1月24日熊本県告示第63号、平成7年2月8日熊本県告示第84号、平成7年12月6日熊本県告示第922号、平成7年12月6日熊本県告示第923号、平成8年1月12日熊本県告示第17号、平成12年1月21日熊本県告示第41号、平成13年4月6日熊本県告示第299号及び平成14年2月6日熊本県告示第100号は、廃止する。

平成15年7月4日

熊本県知事 潮谷 義子

法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区域	区分
網田加入区	網田漁業協同組合の地区	法第104条第2号に掲げる漁業
三角町加入区	三角町漁業協同組合の地区	小型定置漁業
		上の欄に掲げる漁業以外の漁業
松合加入区	松合漁業協同組合の地区	法第104条第2号に掲げる漁業
田浦加入区	田浦漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主としてえび流網漁業を営む漁業
		10トン未満の漁船により主として太刀魚釣りを営む漁業
		上の2欄に掲げる漁業以外の漁業